

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		一般廃棄物処理施設の合併又は分割の認可
根拠条例・規則等名		廃棄物の処理及び清掃に関する法律
条 項		第9条の6第1項
所 管 部 課		環境局 資源循環推進部 産業廃棄物指導課（電話：048-829-1608）
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	未設定 法令の規定において、当該許認可等の判断基準が具体的かつ明確に定め尽くされていると認められるため。
	設定等年月日	平成14年4月1日設定 平成17年5月10日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	50日
	設定等年月日	平成14年4月1日設定 平成17年5月10日最終改正
備 考		